

山形市立東沢小学校 学校運営協議会規約

<名称>

第1条

本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5」に規定する学校運営協議会であり、その名称を「山形市立東沢小学校 学校運営協議会」と称する。（以下「東沢小協議会」という）

<目的>

第2条

「東沢小協議会」は、本校に在籍する児童の保護者及び学校の地域住民等（以下「地域住民等」という）が学校経営に参画し、本校の現状をもとに学校が抱える課題等についても共通理解を図り、熟議と協働をもって、本校児童の健全育成と本校の学校運営に取り組む。

<構成>

第3条

「東沢小協議会」は、山形市教育委員会から任命を受けた委員をもって構成する。

<東沢小協議会>

第4条

「東沢小協議会」は、年数回開催し、学校運営の基本方針や教育課程実施の承認、学校経営の推進、実施状況の把握、成果と課題の整理と分析、改善のための計画や提言とその実施、学校評価や施設・設備の管理等に関することなどについて熟議・協働する。

2

「東沢小協議会」は、学校の運営について、家庭や地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるための支援を行う。

3

「東沢小協議会」は、学校運営に関することについて、教育委員会または校長に意見を述べることができる。この場合、教育委員会に意見を述べる時は、校長を通して行わなければならない。

<委員>

第5条

「東沢小協議会」の委員は、15名程度の委員をもって組織する。

2

委員は、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、山形市教育委員会が任命する。

- (1) 在籍する児童の保護者の代表
- (2) 学区町内会・自治会・民生委員児童委員等社会福祉協議会代表及び地域住民の代表
- (3) 卒業生の代表及び卒業生の保護者代表

- (4) 学童保育からまつ子どもクラブの代表
- (5) 教職員
- (6) その他、学識経験者等校長が必要と認める者

3

委員の辞職等により欠員が生じた場合は、会長、前任者、事務局等が協議し、前任者の次の職にある者を校長が推薦し、山形市教育委員会が任命する。ただし、任期は次条2項の通りとする。

<委員の任期等>

第6条

委員の任期は、任命の日から翌年度末までの2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2

任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

<守秘義務等>

第7条

委員は、活動を行ううえで知り得た秘密（個人情報等）を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

2

前項のほか委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東沢小協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

<会長及び副会長並びに部会長>

第8条

「東沢小協議会」に、会長1名及び副会長2名を、委員の互選により選出する。

2

会長は、会務を総理し、東沢小協議会を代表する。

3

副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時または会長に事故がある時は、その職務を代行する。

<会議>

第9条

「東沢小協議会」は、校長と協議のうえ、会長が招集する。

2

会議の議長は、会長をもって充てる。

3

会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

4

会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5

校長は、必要があると認める時は、委員以外の教職員を会議に参加させることができる。教職員は、校長のほかに、教頭、教務主任とする。校長、教頭、教務主任は事務局とする。

6

事務局は、会議案内送付や議題及び課題の整理、協議事項及び議事録作成等、東沢小協議会の運営上の諸事務を担当するほか、運営の実質的な作業を行う。

<その他>

第10条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。